

期間入札の公告

令和 8年 4月 9日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千場 勇太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月14日 午前 8時30分から 令和 8年 5月21日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 5月28日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 6月18日 午前10時00分 場 所 松山地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月29日 午前10時00分から 令和 8年 6月 1日 午後 5時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月 9日から当庁民事書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 |
| | 地 番 | 233番18 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 114.11平方メートル |
| 2 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 233番地18 |
| | 家屋 番号 | 233番18 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 66.35平方メートル
2階 43.55平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 3月 5日

松山地方裁判所民事部

裁判所書記官 千 場 勇 太

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1, 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 |
| | 地 番 | 2 3 3 番 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 4. 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 2 3 3 番地 1 8 |
| | 家屋 番号 | 2 3 3 番 1 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 6. 3 5 平方メートル
2階 4 3. 5 5 平方メートル |

令和 8年(ケ)第 3号
令和 8年2月 4日受理
令和 8年2月25日提出

現況調査報告書

松山地方裁判所
執行官 松 本 高 明

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 |
| | 地 番 | 2 3 3 番 1 8 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 1 4. 1 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 今治市中寺字樋掛 2 3 3 番地 1 8 |
| | 家屋 番号 | 2 3 3 番 1 8 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 6 6. 3 5 平方メートル
2階 4 3. 5 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	(住居表示未実施)
土地	物件1
現況地目	■宅地(物件1) □公衆用道路(物件) □ (物件)
形状	□14条地図のとおり ■地積測量図のとおり □建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり □地図に準ずる図面のとおり
占有者及び占有状況	■土地所有者 □その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	■ない □ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり
建物	物件2
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点異なる(□主たる建物 □附属建物) □種類: □構造: □床面積:
物件目録にない附属建物	■ない □ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	■建物所有者 □その他の者 上記の者が本建物を居宅として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	■ない □ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	別紙「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある [地方裁判所 支部 平成 年() 第 号 保管開始日 平成 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面(各階平面図)のとおり □土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(2 枚目)

その他の事項

- 1 物件1土地は、法務局に地積測量図の備え付けがあり、境界付近に工作物等が設置されているなど、境界は概ね明確である。
- 2 物件1土地は、市街化調整区域内に属するが、公簿によれば市街化調整区域に指定された当時、分筆前（複数回の分筆あり）の土地である地番233番1の土地の地目は田であった土地である。
- 3 物件1土地は、分筆前の地番233番1の土地について、貸し家3棟を建築する目的で昭和52年11月に開発許可を受けた記録が今治市に残っているが、物件1土地分筆前の地番233番15の土地には一棟の建物を建てることで許可を受けているところ、現況はこれと異なり分筆前の地番233番15の土地には物件2建物を含む2棟の建物が建てられている。上記の事情から、物件1土地に再築等を考えている買受希望者等は、その是非等について事前に担当部署に問い合わせを行うなどすることが好ましい。
- 4 物件1土地の北西側は登記地目、現況共に公衆用道路（私道、建築基準法上の道路（開発道路）、現況幅員約4m）である地番233番1の土地に接する。物件1土地の南東側は公衆用道路（里道、建築基準法上の道路に非該当）に接する。
- 5 物件2建物は、公簿上は昭和52年12月新築、平成元年7月変更、増築、平成15年9月増築、附属建物合体となっているが、今治市に建築確認の記録は残っていなかった。
- 6 物件1土地は、土地所有者が物件2建物の敷地として利用している。
- 7 物件2建物は、建物所有者が家族と共に居宅として使用している。
- 8 物件2建物内で約7年間猫を飼育していたとの所有者の陳述がある。
- 9 物件2建物の玄関及び玄関南東側の洋室の天井部分に損傷がある。2階部分へ上がる階段が急であること、2階部分の床が劣化して歩くと軋むなどの理由で、長年の間2階部分を使用していないとの陳述がある。
- 10 物件2建物の水は北西側道路内に整備されている公共水道から引き込んで利用されている。下水は、同道路内に整備されている公共下水に接続して処理されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(3 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
<input checked="" type="checkbox"/> A (所有者)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物件1土地は、周囲の土地との境界に特に争いはなく、明確です。私が物件1土地を購入する以前に、前所有者と近隣土地所有者との間で境界確認をしたと聞いています。 2 物件2建物に未登記の増築はありません。 3 物件2建物は、私が家族と共に居宅として使用しています。物件2建物内で約7年間猫1匹を飼育しています。 4 物件2建物は、私が平成24年11月に買ってしばらくしてから白蟻が発生し、駆除したことがあります。物件2建物の2階へ上がる階段が急なことや、2階の床が弱くなって軋む等の理由から、2階部分は長い間使っていません。 5 1階の天井裏に猫が入り、糞尿をすることがあり、1階玄関の天井が損傷しています。 6 物件1土地への進入路として北西側の道路を使用していますが、使用料等を払ったことはありません。 7 物件2建物の水道は、上記の北西側道路内に整備されている公共水道から引き込んで使用しています。下水は、同道路内に整備されている公共下水に接続して処理しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

(4 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月4日(水) 9:30 - 10:00	当庁等	申請書等作成
令和8年2月5日(木) 8:50 - 9:10	松山地方法務局今 治支局	公図、登記事項等の閲覧、謄写
令和8年2月5日(木) 13:10 - 13:40	今治市役所	建物間取図等資料収集、建築確認、開発許可、上下水道について調査
令和8年2月5日(木) 14:00 - 14:30	物件所在地	占有等現地調査、近隣調査、写真撮影、所有者の親族から聴取
令和8年2月5日(木) 14:40 - 15:20	所有者居所(今治市 高市)	所有者と面談聴取
令和8年2月12日 (木) 11:20 - 11:50	物件所在地	立入調査、写真撮影(評価人と同行)、所有者の親族から聴取
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p> <p><input type="checkbox"/></p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)

A3判をA4判に縮小

ヲ 243-17
ワ 243-18
カ 243-19
ヨ 243-20
チ 243-21
レ 243-7
ソ 243-8
ツ 244-1
キ 244-3
ト 210-17
ラ 212-17
ム 212-32
ク 212-35
ノ 212-40
キ 212-47
ケ 212-5
ヤ 217-4
マ 230-2
ケ 231-2
フ 232-10
コ 232-3
エ 232-4
チ 232-7
ア 232-8
サ 233-22
キ 233-24
ユ 233-3
メ 233-4
ミ 233-5
ソ 233-6
ヒ 233-7
モ 233-8
セ 233-9
ス 234-2
ソ 235-11
イ 235-13
ハ 235-3
ハ 235-9
仁 241-3
水 233-23
水 道
伊 水 217-1
保 水 235-5
伊 223-1
伊 223-10
伊 223-9
伊 水 道
伊 218-2
伊 218-1
伊 水 道
伊 水 道
伊 水 道

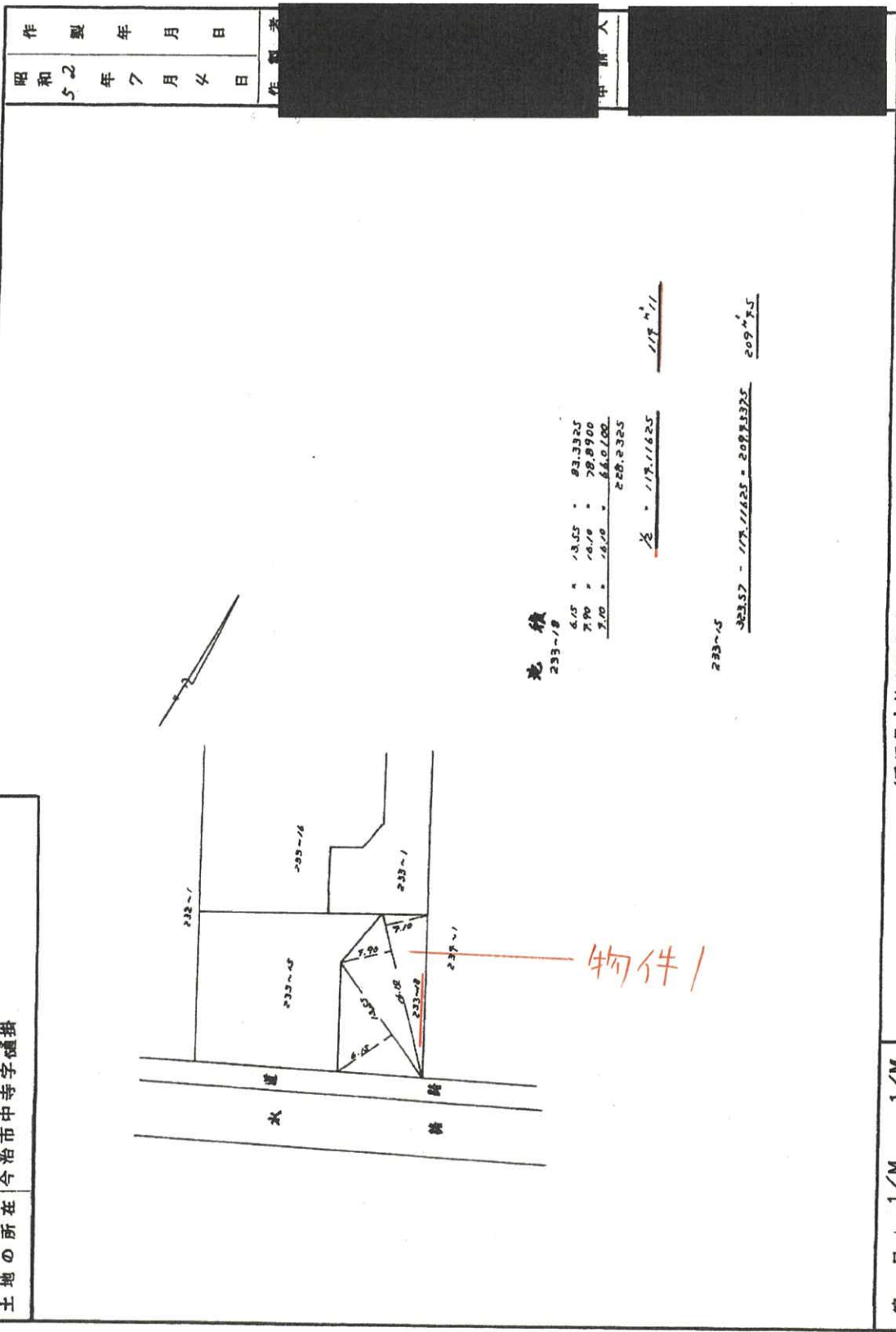
A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和52年7月4日
101804

前 233-15

土地積測量図
所在地
今治市中寺字樋掛

地番	233番18、15	101804
土地の所在	今治市中寺字樋掛	



地積

233-18	4.05	13.65	83.3325
	7.90	10.10	28.8900
	7.00	16.10	64.0100
			268.2325
			117.1125
233-15			209.1200
			323.57
			117.1125
			209.1200

(S50.7.300冊)

452.7.4

(愛媛県土地家屋調査士会指定用紙)

縮尺 1/M / 1/M

公用

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年2月5日 松山地方方法務局 今治支局

登記官

(8枚目)

請求番号：3-2

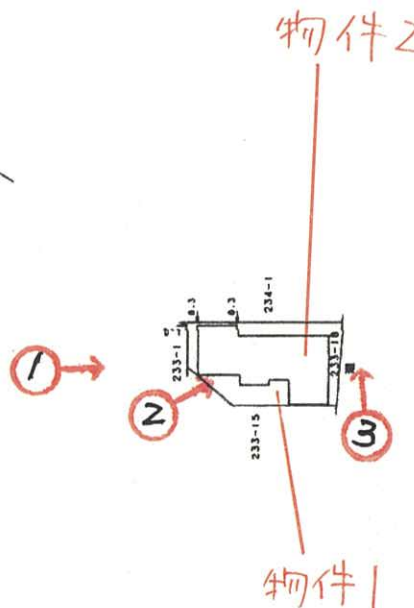
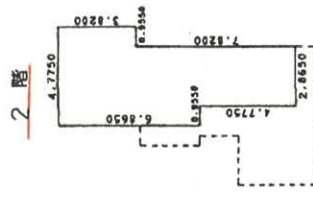
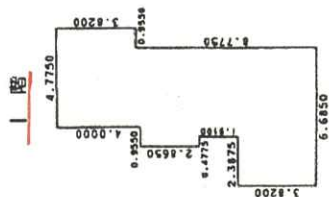
A3判をA4判に縮小 写真撮影位置・方向・番号

建物図面
各階平面図

家屋番号 233番18

建物の所在 今治市中寺字廻掛233番地18

各階平面図



縮尺 1/500

申請人

縮尺 1/250

作成者

登記年月日：平成24年10月30日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日

松山地方検務局今治支局

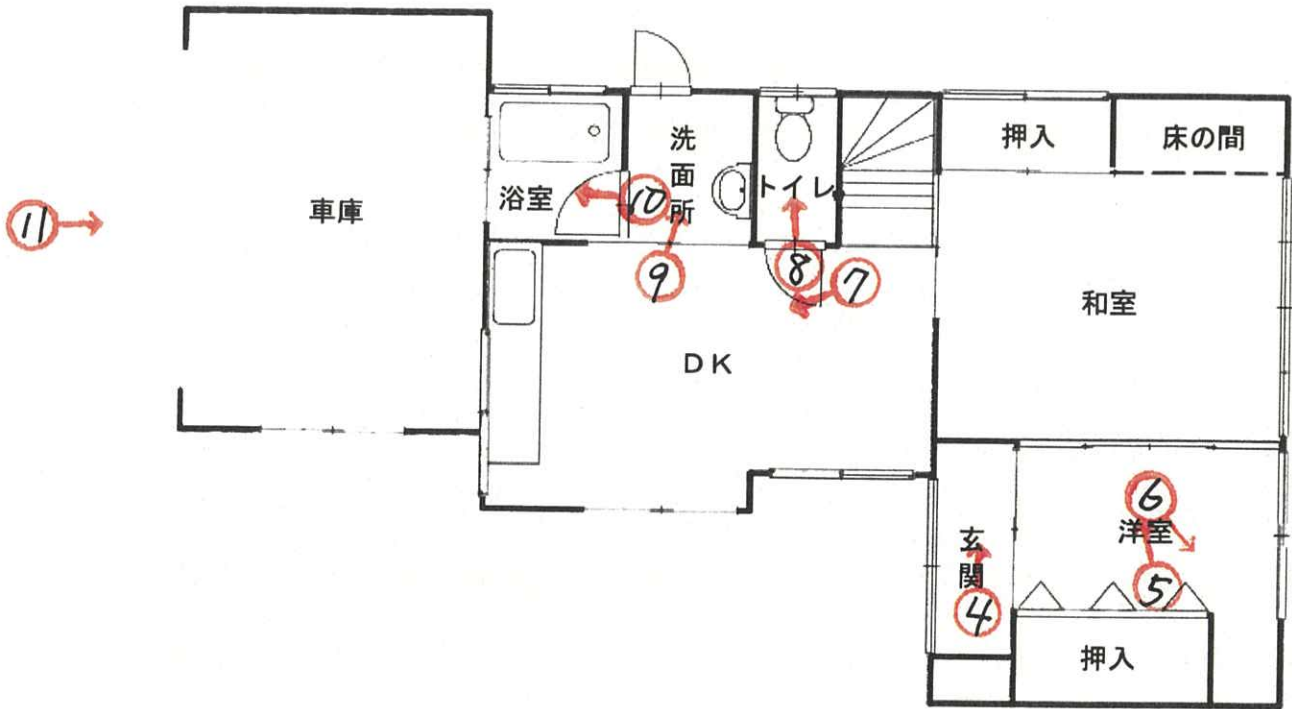
登記官

公用

(9枚目)

請求番号：3-3

< 建物間取図 >



1階



2階

写真撮影位置・方向・番号○→

(10 枚目)

① 物件2 物件1
地番233番1の土地(建築基準法上の道路)



② 物件2 物件1



③ 物件1



④ 物件2内部 1階 玄関天井損傷



⑤



⑥ 天井損傷



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

2階



⑬



⑭



⑮



令和 8 年 (ケ) 第 3 号
令和 8 年 2 月 12 日 現地調査
令和 8 年 2 月 27 日 評 価

松山地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

長井俊輔

第1 評価額

一 括 価 格	
金 900,000 円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 370,000 円
物件2(建物)	金 530,000 円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	今治市中寺字樋掛 233番18 宅地 114.11m ²	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	今治市中寺字樋掛 233番地18 233番18 居宅 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 66.35m ² 2階 43.55m ² <hr/> 109.90m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等(物件1)

位置・交通	J R予讃線「伊予富田」駅の南西方・道路距離約1.3km 最寄バス停「富田駅前」の南西方・約1.2km(徒歩約15分) (別添「位置図」参照)	
付近の状況	国道196号南西側背後の調整区域内にあつて、住宅のほか農地等も見られる地域である。今治市の郊外部に位置し、住宅需要が活発な地域ではないため、土地利用は静態的な様相を呈している。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化調整区域 — 70% 200% なし 地区計画(商業系・幹線道路沿道型)
画地条件	地積：114.11㎡ 間口：約4.2m、奥行：約15.2m 形状：ほぼ台形 地勢：概ね平坦	
接面道路の状況	北西側：幅員約4m私道(建築基準法42条1項2号) 舗装：あり 歩道：なし 接面状況：中間画地・等高接面 ※南東側里道については、目的土地の宅盤より低位に存し、利用実態が認められないため中間画地と判定した。	
土地の利用状況	物件2の建物(戸建住宅等)敷地として利用されている。	
供給処理施設	上水道：あり 都市ガス：なし 下水道：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。 ・過去の住宅地図及び地歴(登記地目：田)、周辺土地利用状況等の調査の範囲においては土壌汚染の端緒は確認されなかったが、実際の有無については、土壌汚染調査会社等の専門家による詳細調査を要する。 ・目的土地の用途(一般住宅)と開発許可における目的用途(貸家)に相違が認められ、また、建築確認申請の履歴が確認できなかったことから、再建築にあたっては、今治市の担当部署との協議を要する(詳細は「現況調査報告書」参照)。 	

2 建物の概況及び利用状況(物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) : 昭和 52年12月4日新築 経 過 年 数 : 48 年 経済的残存耐用年数 : 1 年
仕 様	構 造 : 木造2階建 屋 根 : スレート葺等 外 壁 : 板張り等 内 壁 : クロス等 天 井 : クロス等 床 : フローリング、畳等 設 備 : 電気、空調、給排水、衛生 そ の 他 : 特になし
床面積(現況)	1階 66.35㎡ 2階 43.55㎡ 109.90㎡
現況用途等	現況用途 : 居宅 間取り : 現況調査報告書添付の通り
品 等	総 合 : 普通 使用資材 : 普通 施 工 : 普通
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	債務者兼所有者が使用、占有している。なお、競売手続きにおいては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 玄関及び玄関横の洋室天井部分に損傷が認められる。 ・ 登記事項証明書によると、平成元年、平成15年に増築等が行われている。 ・ 建築確認申請手続きについて、今治市建築住宅課への調査では履歴が確認できなかった。 ・ 目的建物の建築時期、構造、用途等からアスベストの使用可能性は低いものと判断されるが、実際の有無については、専門家による詳細調査を要する。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格(物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	37,100	0.76	114.11	0.6	1,930,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示 今治-20

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $35,200\text{円}/\text{㎡} \times 100.0 / 100 \times 100 / 102 \times 100 / 93 = 37,100\text{円}/\text{㎡}$

◇ 時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差：街路、交通、環境条件等を考慮した。

イ 個別格差：規模・形状、間口狭小等の画地条件を考慮した。

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：地上建物の状態等を考慮した。

(2) 建物価格(物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	180,000	109.90	0.01	200,000

ウ 現価率(定額法)

・耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用。

経過年数48年、経済的残存年数1年、残価率0%

観察減価法(保守管理の状況 劣る)による補正 ▲30%と査定した。

・ $\text{現価率} = \{0\% + (1 - 0\%) \times (1\text{年} / (48\text{年} + 1\text{年}))\} \times (1 - 30\%)$
 $= 0.01$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	1,930,000	0.55	法定地上権	1,060,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オ
1	1,930,000	-1,060,000		0.70	0.6	370,000
2	200,000	+1,060,000	1.00	0.70	0.6	530,000
一括価格(合計)						900,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：目的土地における再建築の不確実性等に係る市場性を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格 今治-20
所 在 : 今治市高市字コモイケ甲42番15
価 格 : 35,200 円/m²
位 置 : JR予讃線「伊予富田」駅の南方約730m
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 158 m²
供給処理施設 : ガス・水道
接 面 街 路 : 南西4m私道
用途指定等 : 市街化調整区域 (建ぺい率70%、容積率200%)
地域の概要 : 中規模一般住宅が多い郊外の住宅地域

- 2 固定資産税評価額 (令和7年度)

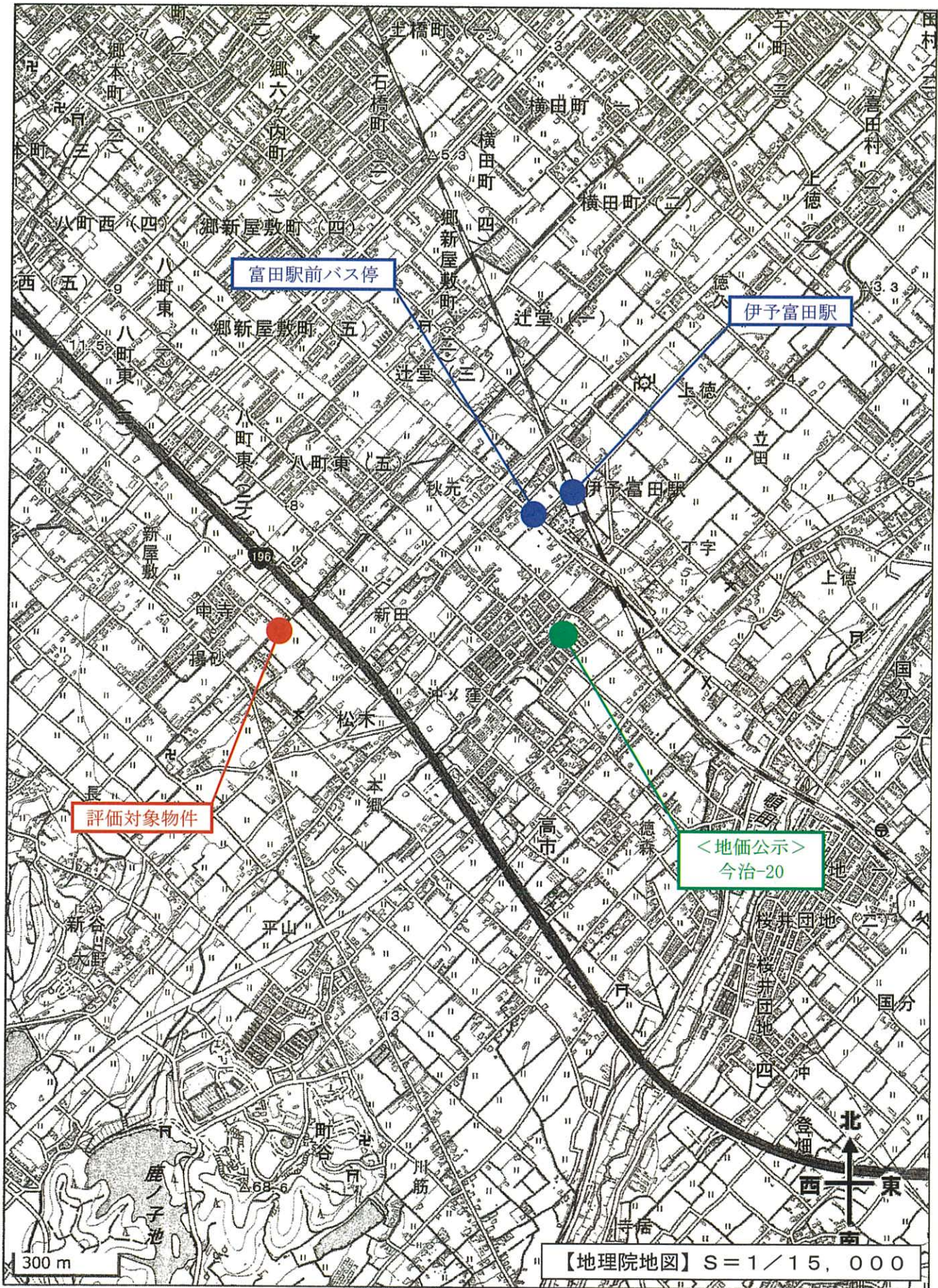
物件1	2,700,356円
物件2	1,213,541円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- | | |
|-----|---------------|
| 資料1 | 位置図 |
| 資料2 | 公図(写) |
| 資料3 | 地積測量図(写) |
| 資料4 | 建物図面・各階平面図(写) |

以 上





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在		今治市中寺字樋掛		地番	233番18		
出力縮尺	1/1200	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月5日
松山地方事務局今治支局
登記官

請求番号：3-1
(1/2)

公用

A3版をA4版に縮小

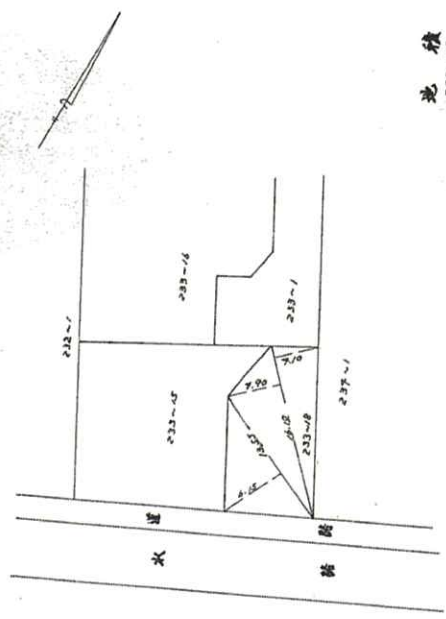
公用

登記年月日：昭和52年7月4日
101804

地番 233-18
土地の所在 今治市中寺字樋掛

土地積測量図

製作年月日 昭和52年7月4日
製作者 [Redacted]
申請人 [Redacted]



地積
233-18
4.65 × 13.55 = 63.3325
7.70 × 16.78 = 128.9760
7.00 × 16.78 = 117.4600
209.7685
209.7685
209.7685

(愛媛県土地家屋調査士会指定用紙)

縮尺 1/M / 1/M

(S50.7.200E)
52.7.Y

この図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年2月5日 松山地方裁判所 今治支局

登記官

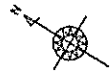
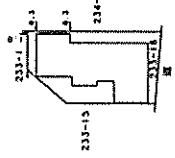
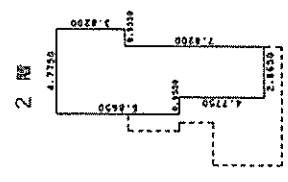
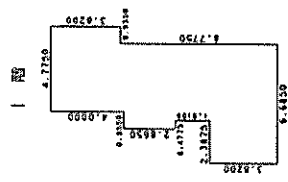
請求番号：3-2

A 3版をA 4版に縮小

建物図面
各階平面図

家屋番号 233番18
建物の所在 今治市中等字縄掛233番地18

各階平面図



作成者 [Redacted] 縮尺 1/250 申請人 [Redacted] 縮尺 1/500

(愛媛県土地家屋調査士会館)

登記年月日：平成24年10月30日

公用

これは図面に記載されている内容を基にした図面である。

令和8年2月15日

松山地方建設委員会 検査員

登記官

図案番号：3-3